見積もり依頼書

食器洗浄作業の業務委託について

平成28年3月吉日

1 適用

済生会川内病院入院患者様用病院食の食器洗浄作業に適用する。

2 目的・概要

栄養科食器洗浄室内で入院患者様用病院食の提供支援として食器洗浄、下膳作業をおこなう。

3 対象作業場所

済生会川内病院 新館 1 階 栄養科食器洗浄室内

4 作業の仕様

入院患者様へ提供した食事の下膳作業及び自動食器洗浄装置での食器洗浄作業をおこなう。

- ・食器洗浄の詳細作業は栄養科の指定による。
- 下膳について

病棟から専用エレベーターにて洗浄室まで行う。

朝 → 前日の夜の食事分を洗浄する。(夜の下膳は委託業務者にて実施)

午前 → 朝の食事分を下膳し洗浄する。

午後 → 昼の食事分を下膳し洗浄する。

※食事数 約 200 食/回

- 5 業務委託条件
 - (1) 作業責任者は、食器洗浄業務を熟知した者とする。
 - (2)業務日誌を提出すること。
 - (3) 食器洗浄で使用する洗浄機器、洗剤等は病院支給のものを使用すること。
 - (4) 食器洗浄作業は年中無休で対応すること。
 - (5) 食器洗浄時に使用する光熱費(電気、水、ガス等)は病院の支給とする。
 - (6)病院開催の関係セミナー(感染対策等)及び避難訓練等は積極的に参加すること。
 - (7) 1回/月実費にて検便検査をおこなうこと。また検査結果はファイリングしておき病院監査や機能評価などの必要時には早急に提出できるようにしておくこと。
 - (8) その他仕様は添付の "委託契約業務に伴う見積もり依頼書共通仕様(条件)事項" を参照。
- 6 見積もり期限

平成 28 年 3 月 25 日 (金) AM10:00 まで (別途指定)

7 連絡・問い合わせ先

済生会川内病院 施設整備課 担当まで

電話: 0996-22-8961 FAX: 0996-22-8941